

岩手県告示第547号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成22年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

平成22年6月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
盛岡市	盛岡市砂子沢第2地割、川目第1地割、土淵字北野の各一部、川目第2地割
宮古市	宮古市長沢第21地割、第22地割、赤前第7地割から第10地割まで、田老字払川、片巻、上撰待、岩瀬張の一部、和井内第14地割の一部、刈屋第1地割、第3地割から第5地割までの各一部、江繋第2地割、第8地割、箱石第4地割の一部、刈屋第6地割から第8地割まで、第10地割から第12地割までの各一部
遠野市	遠野市上郷町細越21地割、22地割の各一部
一関市	一関市三関字外谷起、神田の各一部、桜町、仲田、日照、中里字神明、上大林、荒谷、川原、新川原、舟場の各一部、石川瀬、在家、狐禅寺字石ノ瀬の一部
釜石市	釜石市大字平田第1地割、甲子町第3地割、第4地割、千鳥町、中妻町の各一部、大字平田第3地割、大字釜石第8地割、第9地割、八雲町
二戸市	二戸市福岡字長嶺の一部、堀野字三十刈
奥州市	奥州市水沢区台町、泉町、朝日町、東中通り、黒石町字正法寺の各一部、奥州市江刺区梁川字中宿、道合の一部、新地野、長根、藤里字沢田、寺田、上小屋
葛巻町	岩手郡葛巻町田部字下冬部、尻高、外平
滝沢村	岩手郡滝沢村鶴飼字沼森、臨安、鬼越の各一部
金ヶ崎町	胆沢郡金ヶ崎町西根、永沢の各一部
大槌町	上閉伊郡大槌町金澤第35地割、第37地割
山田町	下閉伊郡山田町船越第19地割、第20地割の各一部
田野畑村	下閉伊郡田野畑村一の渡、萩牛、田代、千足
一戸町	二戸郡一戸町西法寺字大平、関屋、館越、小鳥谷字下女鹿沢、後沢、上女鹿沢、面岸字松長根、一本木

2 調査期間 平成22年5月25日から平成23年3月31日まで